

# 2020年度 税制改正要望書

2019年10月

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
会 長 遠藤 信博

## はじめに

近年、急速なデジタル技術の進展と飛躍的なデータ量の増加は、あらゆる産業や社会の在り方に変化をもたらしております。

今後のデジタル時代の競争は、サイバー空間だけでなくフィジカル空間のビジネスの現場へもデジタル化の適用が進み、サイバーとフィジカル空間の融合により日本企業の得意とする「すり合わせ」や「現場力」、「総合力」を活かすべく、リソース（人、モノ、カネ等）を全体最適し、機動的、効率的かつ柔軟な経営をスピーディに行うことが、国際競争力強化には欠かせない状況です。

また行政側も、第 198 回通常国会で「デジタル手続法」が成立されたとおり、民間企業の生産性向上にも通じる手続きのオンライン化や紙による添付書類の撤廃等、デジタル技術を活用した簡素で効率的な行政運営の実現により社会全体のデジタル化が求められております。

これら官民ともにデジタル技術を使ったガバナンスイノベーションが求められている中、税制面においては、別紙のとおり、機動的な事業ポートフォリオの組み換え等による効率的なグループ経営を確保可能な制度の構築やデジタル化による手続きの合理化や事務負担軽減を通じた生産性向上に資する観点での事業環境の整備を要望いたします。

なお、OECD で検討が進められている経済の電子化に伴う課税上の課題については、各国の解釈の違いによる二重課税を回避することに加え、新制度は課税範囲を限定しつつ、シンプルかつ明快なものとし各国当局間でコンセンサスを図り、納税者にとって過度な負担とならない配慮を要望いたします。

## ～要望項目一覧～

### 【重点要望項目】

#### (1) 連結納税制度におけるグループ調整計算の取扱い等

- ① 研究開発税制及び外国税額控除における税額調整については現行制度を堅持
- ② 受取配当等の所得調整については現行制度を堅持しつつ、負債利子控除制度を廃止
- ③ 繰越欠損金の控除制度については現行制度を堅持（少なくとも現行の繰越期間を踏まえた見直しが必要）
- ④ 期中の組織再編時における手続きの簡素化（組織再編時の加入・離脱の柔軟な仕組みの創設）

#### (2) 事務負担軽減に資する手続き等の見直し

- ① 地方税共通納税システムにおいて固定資産税（償却資産含む）も対象税目とすること
- ② 特定外国子会社等の判定に関する明細書（別表 17（3）付表 1、（3 の 7）付表 2）等の CSV 形式での提出を可能とすること
- ③ 国外関連者の明細書（別表 17（4））の廃止
- ④ 印紙税における課税範囲の見直し（簡素化及び 2 号文書や 7 号文書の廃止）

### 【一般要望項目】

#### ◆連結納税制度の見直し

- (1) 連結中間申告の申告期限の 2 ヶ月延長および納付期限の延長
- (2) 連結納税開始前の留保利益からの受取配当金の益金不算入化
- (3) 連結納税グループへの新規加入法人に対する時価評価課税の適用対象外範囲の見直し

#### ◆事務負担軽減に資する手続き等の見直し

- (1) 消費税および法人税の申告期限の延長
- (2) 償却資産に係る固定資産税における償却計算の見直し（法人税と同一化）

#### ◆国際課税制度の見直し

- (1) 移転価格税制における手続きの簡略化等
- (2) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し（不算入割合を現行 95%→100%）

#### ◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制

- (1) 株式対価 M&A に係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置の本則化
- (2) 役員報酬にかかる業績連動型の譲渡制限付株式（1 年以上の期間の業績に連動した金銭、株式等を交付する役員報酬）の損金算入

## ◆2019年度末に期限を迎える税制の取扱い

- (1) 繰越欠損金制度における現在停止中の繰戻還付制度の復活
- (2) 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃
- (3) 省エネ再エネ高度化投資促進税制の期限延長

### 〔地方税関係〕

- (1) 地方税の包括的見直し（抜本的整理）
- (2) 事業所税の廃止

## 【重点要望】

### （１）連結納税制度におけるグループ調整計算の取扱い等

連結納税制度は、連結グループをひとつの単位として、連結グループに属するそれぞれの法人の所得金額と欠損金額を損益通算して連結所得金額を計算し、連結所得に対する法人税額を親法人がまとめて納税する制度であり、企業の一体的な経営を促し、国際競争力を高めるために平成14年度に導入された制度です。

今般、事務負担軽減を図る目的で政府税制調査会にて当該制度の見直しに向けて議論され、本年8月にグループ全体での損益通算を残しつつ、グループ各社で税額等を調整する個別申告方式へ見直すことなどの方向性が示されておりますが、グループ調整計算の取り扱いについては、企業を取り巻く事業環境の加速的な変化等を踏まえ、企業の経営リソースを最適配分し、効果的、効率的なグループ経営による競争力を確保可能なものとすべく、以下の通り要望いたします。

- ①研究開発税制及び外国税額控除における税額調整については現行制度を堅持
- ②受取配当等の所得調整については現行制度を堅持しつつ、負債利子控除制度を廃止
- ③繰越欠損金の控除制度については現行制度を堅持（少なくとも現行の繰越期間を踏まえた見直しが必要）
- ④期中の組織再編時における手続きの簡素化（組織再編時の加入・離脱の柔軟な仕組みの創設）

### （２）事務負担軽減に資する手続き等の見直し

「骨太の方針 2019」において「社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務関係システムの高度化も図りつつ、税務手続の電子化等を一層推進する。」とされているなか、2020年度からの大法人を対象とした電子申告が義務化されることを踏まえ、かつ昨今の国際課税制度の見直しによる事務負担増を解消する観点から以下の通り要望いたします。

#### ①地方税共通納税システムにおいて固定資産税（償却資産含む）も対象税目とすること

2019年10月1日より稼働する地方公共納税システムは法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（退職所得に係る納入申告）が対象税目となっております。

一方で会員各社は各地に事業所を抱え、償却資産含む固定資産を保有しており、市

町村ごとへの手続きが多いことから、償却資産を含む固定資産税についても対象税目に追加していただきたく要望いたします。

## ②特定外国子会社等の判定に関する明細書（別表 17（3）付表 1、（3 の 7）付表 2）等の CSV 形式での提出を可能とすること

CFC 税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し（平成 29 年度改正）により、海外子会社の経済活動基準の判定のための資料（BS・PL 等計算書類の明細書）を作成し当局に提出が必要となりました。

グローバルに事業展開している会員各社において、当該作成及び提出が必要となる特定子会社等の判定に関する明細書の作成枚数も増加するなか、当該明細書は現在 CSV 形式での提出が認められていません。電子化を進める観点から、当該明細書の CSV 形式での提出も可能とすることを要望いたします。

## ③国外関連者の明細書（別表 17（4））の廃止

平成 28 年度改正において、移転価格文書化制度が再整備され、連結総収入金額が 1,000 億円以上の多国籍企業グループに、最終親会社等届出事項、国別報告事項（CbC レポート [収入・利益・税額・資本金等の財務情報、従業員数、主要事業等]）、及びマスターファイル（事業概況報告事項）の国税当局への提供が義務付けられましたが、国別報告事項と国外関連者明細書の内容のほとんどが重複している実態のため、国外関連書の明細書（別表 17（4））の廃止を要望いたします。

## ④印紙税における課税範囲の見直し（簡素化及び 2 号文書や 7 号文書の廃止）

現状、印紙税は書面で契約する場合は課税される一方、電子上で契約する場合は課税されず課税の公平性が失われています。また、2 号文書（委任契約と請負契約）、7 号文書（継続的取引の基本となる契約）については、課税の判定が難解であり、納税者及び課税者の双方にとって多大な事務負担が掛かっており、生産性向上に向けて簡素化（例えば、少額取引は対象外とする等）、及び一部廃止（負担が大きい 2 号文書、7 号文書）を要望いたします。

## 【一般要望】

### ◆連結納税制度の見直し

#### (1) 連結中間申告の申告期限の2ヶ月延長および納付期限の延長

本制度はグループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度であります。仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に更に2ヶ月の申告期限の延長および納付期限の延長を要望いたします。

#### (2) 連結納税開始前の留保利益からの受取配当金の益金不算入化

子会社株式の売却前に連結納税適用前の留保利益を配当する場合、投資簿価修正を通じて、子会社株式の譲渡益には子会社の連結納税適用前の留保利益が含まれることとなります。子会社が支払配当をした際、単体納税の場合には、親会社は受取配当金益金不算入制度の適用を受けられるにもかかわらず、連結納税の場合は、連結納税適用前の留保利益に対して親会社で課税を受けることは、制度間の整合性がなく、また、利益に対して二度課税しないとの受取配当金益金不算入制度の趣旨に反しております。

特に、平成14年度制度導入以前に設立された100%子会社について、連結納税適用以後に適用前の留保利益から支払配当したことで、当該金額が投資簿価修正の額に反映させられ、売却時に再度課税されることは、課税済み利益に対しての二重課税が生じることから、連結納税開始前の留保利益からの受取配当金についても、益金不算入となるよう制度の見直しを要望いたします。

#### (3) 連結納税グループへの新規加入法人に対する時価評価課税の適用対象外範囲の見直し

現在は、一部の例外を除いて完全支配関係が5年以上継続している場合は、時価評価の対象外とされています。連結納税適用対象範囲の拡大と共に見直すことで、企業グループの活性化・組織再編スピードの一層の向上を促すことが可能となることから、「特定資本関係が3年以上継続していること」に時価評価対象外の範囲を拡大していただくよう要望いたします。

## ◆事務負担軽減に資する手続き等の見直し

### (1) 消費税および法人税の申告期限の延長

消費税については事業年度終了日から2か月以内に申告することになっております。(例えば3月期決算の企業の場合、5月末が申告期限)。一方、法人税については、単体納税企業は事業年度終了日から3か月以内、連結納税企業は4か月以内となっております。

そのため、消費税の申告は法人税よりも期限が短いなかで、事務作業を行い、また一度申告してから法人税の申告時期に修正申告をすることもするなど、過度な事務負担を抱えていることから、消費税の申告期限を延長するよう要望いたします。

また諸外国の法人税の申告期間について、イギリスは事業年度終了日から1年間、アメリカも延長申請すると8.5ヶ月間程度、ドイツにおいては1年9ヶ月間の長い期間での申告が可能となっており、諸外国のように納税者と徴税者双方の税務業務の平準化を進めるためにも法人税の申告期限の延長を要望いたします。

### (2) 償却資産に係る固定資産税における償却計算の見直し(法人税と同一化)

平成19年度改正において、法人税法は償却計算を改正していただきましたが、償却資産税については改正がありませんでした。一つの有形固定資産に対する償却計算は、「会計」、国税である「法人税の新定率法、旧定率法」、そして地方税である「償却資産課税」の4本建てと、償却資産に関する実務が極めて煩雑な状態となっています。

つきましては、国税で認められている月割り償却、割増償却、特別償却を償却資産課税でも認め、評価額の最低限度は残存価額5%を廃止し、備忘価額の1円とするなど償却計算を国税の法人税と同一化するよう要望いたします。

## ◆国際課税制度の見直し

### (1) 移転価格税制における手続きの簡略化等

#### ①相互協議の結果に基づく過年度修正一括調整規定の創設等

所得調整は複数の過年度に跨るケースが多く、企業の事務負担は、極めて煩瑣な状況にあります。相互協議の結果、過年度の所得調整が必要な場合には、法人税・地方税ともに、相互協議決着の日の属する事業年度の課税所得で一括調整を図る仕組みの創設を要望いたします。



## ②「国外関連者」基準の見直し（出資比率 50%以上→50%超）

持株比率 50%の会社などは、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。

## （2）外国子会社配当益金不算入制度の見直し（不算入割合を現行 95%→100%）

現在、海外子会社からの受取配当金の 95%部分（5%部分は、販売管理費、人件費などその配当を得るために要した費用）は、国内では益金に算入しないこととなっております。国内への利益還流をより一層促すことに加え、平成 31 年度税制改正で強化された過大支払利子税制（調整所得金額の対象から受取配当等の益金不算入額が除外等）との関係も含め、米国での改正（過大支払利子税制は強化する一方で外国子会社配当は免税化）と同様に全額を益金不算入とする措置を要望いたします。

## ◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制

### （1）株式対価 M&A に係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置の本則化

イノベーション創出・技術革新を目的とする技術・人材取込型 M&A が増えている中、平成 30 年度税制改正において、株式対価 M&A に係る株主の株式譲渡益課税の繰延制度を創設されましたが、現状、本税制については租税特別措置法となっており、組織再編の予見可能性を高めるためにも当該税制の本則化を要望いたします。

### （2）役員報酬にかかる業績連動型の譲渡制限付株式（1 年以上の期間の業績に連動した金銭、株式等を交付する役員報酬）の損金算入

平成 29 年度税制改正にて、「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備として、リストラクテッド・ストックにおける一定の時期に確定した金額又は数を交付する役員報酬（事前確定届出給与）については損金算入が可能となりました。

他方、「平成 29 年度 税制改正」の解説にて「評価の方法や実務が確立していない」、「会計上の取り扱いが明らかにされていないこと」の理由により、1 年以上の期間の業績に連動した金銭、株式等を交付する役員報酬（報酬諮問委員会への諮問や有価証券報告書での開示等の手続が必要な報酬）については当面の対応として対象外（損金不算入）となっております。

日本公認会計士協会より「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表（2019 年 5 月）され、300 社以上がリストラクテッド・ストックを導入している状況

を鑑み、評価方法、実務もほぼ確立され、会計上の取扱いも整理されてきている状況とも考えられることから、1年以上の期間の業績に連動した金銭、株式等を交付する役員報酬においても損金算入を可能とするよう要望いたします。

## ◆2019年度末に期限を迎える税制の取扱い

### (1) 繰越欠損金制度における現在停止中の繰戻還付制度の復活

税の公平性を確保するとともに、欧米諸国との税負担の不均衡を是正し、国際競争力を確保するためには、現行制度は業績低迷時における企業の投資意欲を阻害する要因となります。つきましては、現在停止中の繰戻還付制度復活を要望いたします。

### (2) 退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃

平成29年度税制改正において、停止期間が延長(3年間)されましたが、拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税を速やかに撤廃するよう要望いたします。

### (3) 省エネ再エネ高度化投資促進税制の期限延長

更なる省エネ投資、再エネの主力電源化を促進するため、大規模な省エネ投資や先進的な再エネ設備等導入を支援する当該税制の延長を要望いたします。

## 〔地方税関係〕

### (1) 地方税の包括的見直し(抜本的整理)

地方税における課税は、所得に応じた法人事業税の所得割、法人住民税の法人税割があり、外形課税として法人事業税の資本割・付加価値割、法人住民税均等割、事業所税の従業者割・資産割、固定資産税、都市計画税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて複雑なものとなっており、地方法人課税全体の整理・統合を要望いたします。

### (2) 事業所税の廃止

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と法人事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合のなかで廃止することを要望いたします。

以上